

1-3 新宿区告示第 665 号

令和4年 11 月 16 日
告示第 665 号

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則(令和 2 年新宿区規則 29 号。以下「規則」という。)第 4 条の表の区長が別に定める事項は、別表1の左欄及び中欄に掲げる建築物の用途及び規模の区分に応じ、同表の右欄に掲げる部分に係る事項とする。ただし、複合施設に関しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 別表2の左欄に掲げる用途の床面積(改修をしようとする場合は、当該改修に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が、それぞれ同表の右欄に掲げる規模である場合、授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備並びにベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備に係る事項
- (2) 別表3に掲げる用途の床面積の合計が、それぞれ 1,000 平方メートル未満である場合(前1号に掲げる場合を除く。)授乳及びおむつ交換をすることができる場所並びにベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備に係る事項
- (3) 別表4の左欄に掲げる用途の床面積の合計が、それぞれ同表の右欄に掲げる規模である場合(前2号に掲げる場合を除く。)授乳及びおむつ交換をすることができる場所に係る事項
- (4) 当該複合施設の部分の各用途及び規模が、別表 1 の1の項から 20 の項までの左欄及び中欄に掲げるものであって、これらの部分にこの告示本文の規定を適用するならば規則別表第 4 から観覧席・客席に係る事項を除くこととなる場合、当該用途に供する部分における観覧席・客席に係る事項

附 則

この告示は、令和 4 年 11 月 16 日から施行する。

別表1

1 学校等施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の幼稚園	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の幼稚園	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 幼稚園以外の学校等施設及び用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の幼稚園	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
2 医療等施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の施設(患者の収容施設を有するものに限る。)	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設(患者の収容施設を有しないものに限る。)及び用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の施設(患者の収容施設を有するものに限る。)	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1,000平方メートル未満の施設(患者の収容施設を有しないものに限る。)及び用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の施設(患者の収容施設を有するものに限る。)	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の施設(患者の収容施設を有しないものに限る。)	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設(患者の収容施設を有するものに限る。)	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
3 興行施設	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室
4 集会施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の公会堂及びその他これに類する施設	宿泊施設の客室
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)、公民館及びその他これらに類する施設	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の公会堂及びその他これに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室

	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)、公民館及びその他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の公会堂及びその他これに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室
	(6) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)、公民館及びその他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(7) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の公会堂及びその他これに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室
	(8) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。))及びすべての集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。))その他これに類する施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
5 展示施設等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の施設	宿泊施設の客室
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、5,000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室
6 物品販売業を営む店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1,000平方メートル未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(5) 卸売市場	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
7 宿泊施設	用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、5,000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所

8 事務所	(1)用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000 平方メートル未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、及びすべての事務所(他の施設に附属するものを除く。)	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
9 福祉施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
10 運動施設又は遊技場等	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室
11 文化施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の施設	宿泊施設の客室
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上、5,000 平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1,000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室
12 公衆浴場	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室

13 飲食店等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の飲食店	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1,000平方メートル未満の飲食店	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の飲食店	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(4) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
14 サービス店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1,000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の施設	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
15 工業施設	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
16 車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
17 自動車関連施設	(1) 自動車の停留又は駐車のための施設及び自動車教習所	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席

	(2) 自動車修理工場、自動車洗車場及び給油取扱所	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
18 公衆便所	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
19 公共用歩廊	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
20 地下街	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換をすることができる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席

別表2

幼稚園	200平方メートル未満
病院又は診療所、助産所、施術所、薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)	
集会場(冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)、公会堂	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
一般ガス事業、一般電気事業、電気電信事業の用に供する営業所	すべての特定都市施設
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
幼稚園以外の学校等施設	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設	
集会場(全ての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。)	
卸売市場	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署以外の事務所	
公衆浴場	
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
工場その他これに類する施設	
車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車の停留又は駐車のための施設、自動車修理工場、自動車洗車場、給油取扱所、自動車教習所	
公衆便所	
公共用歩廊	

別表3

幼稚園
病院又は診療所、助産所、施術所、薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)
集会場(冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)、公会堂、公民館その他これらに類する施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
飲食店
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

別表4

病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)	5000平方メートル未満
集会場(冠婚葬祭施設を含む。)(一の集会室の床面積の合計が200 平方メートルを超えるものに限る。)、公会堂、公民館その他これらに類する施設	
展示場その他これに類する施設	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル又は旅館その他これらに類する施設	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	
幼稚園	すべての特定都市施設
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)、助産所、施術所、薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設又は遊技場その他これらに類する施設	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所	
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
地下街その他これに類する施設	